

令和6年度第2回千葉市国民健康保険運営協議会
令和7年1月29日
千葉市健康保険課

報告事項 2

マイナ保険証を基本とする仕組みへの 移行について

1 令和6年12月2日以降の医療機関等での資格確認



No	該当者	マイナ保険証の有無	資格確認方法	マイナ保険証での受付がうまくいかなかった場合		
				① 提示可能な場合	② 再診の場合	③ 初診の場合
1	令和6年12月1日以前から千葉市国保に加入している方	有	マイナ保険証 または 有効期限内の保険証	マイナポータル画面 + マイナ保険証 有効期限内の保険証	過去の受診時と資格が変わっていないことを口頭確認	被保険者資格 申立書
		無	有効期限内の保険証	—		
2	保険証の紛失・記載事項の変更があった方	無	資格確認書	—	—	—
3	令和6年12月2日以降に千葉市国保に加入した方	有	マイナ保険証	マイナポータル画面 + マイナ保険証 資格情報通知書 + マイナ保険証	過去の受診時と資格が変わっていないことを口頭確認	被保険者資格 申立書
		無	資格確認書	—		

2 マイナ保険証の利用登録解除

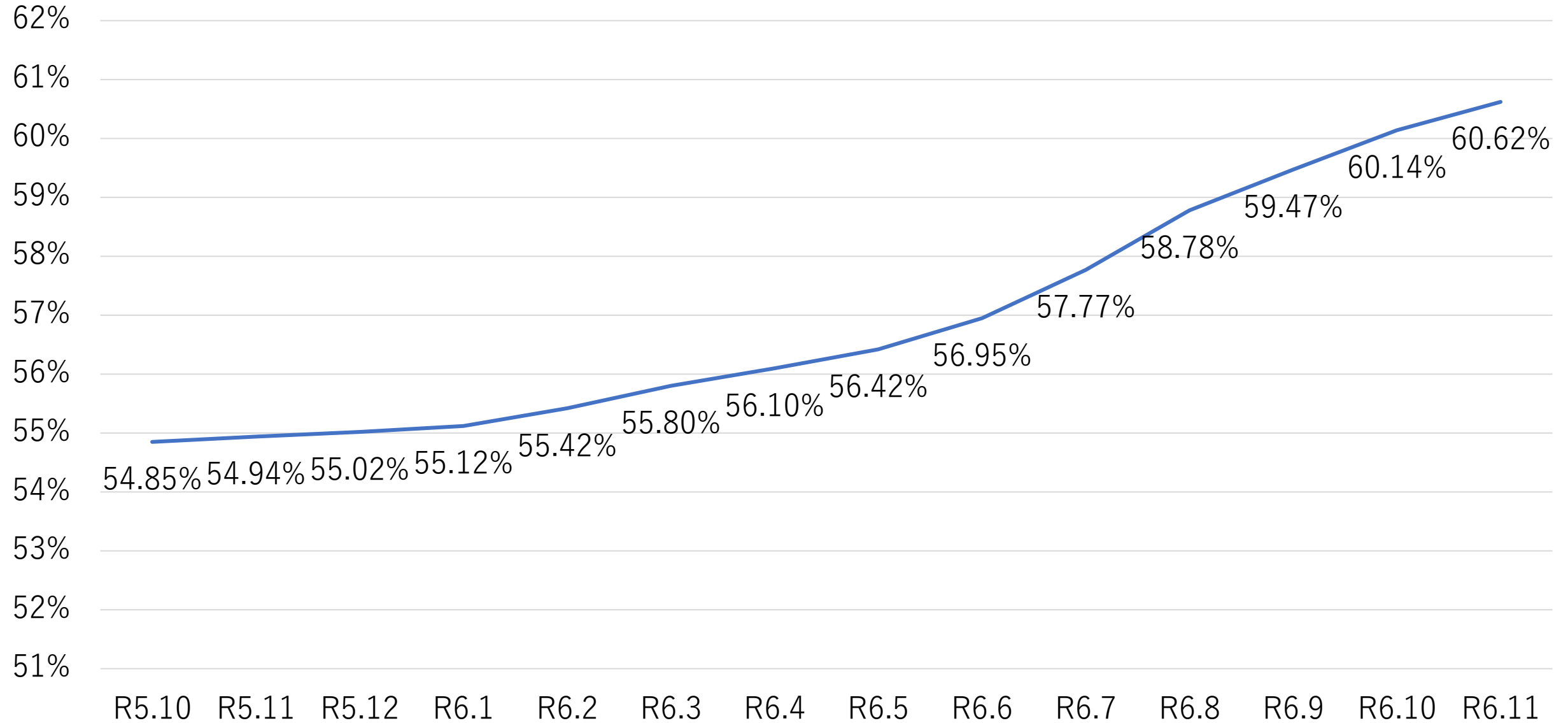
マイナ保険証の利用登録は任意のため、希望する方が解除手続きを行えるよう利用登録解除申請の受付を開始

【解除申請の流れ】

- (1) 加入者からの解除申請の受付 [参考] 令和6年12月申請件数：150件
↓
- (2) 解除申請者に対する資格確認書の交付
↓
- (3) 医療保険者等向け中間サーバーへの解除申請者情報の登録
↓
- (4) 国保中央会等がオンライン資格確認等システムで解除処理（登録月の翌月末※）

※申請時期によりマイナポータルへの反映は最大2か月程度かかる

3 マイナ保険証の登録率



4 マイナ保険証の利用率

